

2018年1月31日

当社及び当社子会社に関する一部報道について

当社の中国現地法人である Olympus (Shenzhen) Industrial Ltd. (以下「OSZ」といいます。)が、中国・深セン税関当局との間の税務問題の処理をめぐりコンサルタントを起用して不正な支払いを行った疑いがあるなどといった報道が、一部の報道機関からなされております。

この件に関して、当社は、2016年6月27日付け「当社及び当社子会社に関する一部報道について」において、社外取締役及び社外弁護士で構成する調査委員会による調査を実施した結果、日本、米国及び中国の贈賄関連法令に違反する行為があったとは認められなかった旨、この調査について海外関係当局にも報告済みである旨、再発防止策や関係者処分も実施済みである旨をそれぞれ既に適時開示しております。

また、本件調査に関して従業員1名の疑義の指摘を受けて、当社は2017年4月に、本件調査に関与していない新たな法律事務所を起用して、再検証を行っております。この再検証においても、本件調査の結論及び方法は妥当なものであったと評価されております。

さらに、2017年12月にも、法務部員1名から上記再検証に対する疑問の指摘を受け、当社は、重ねて、外部の弁護士を交えて、改めて当該指摘には根拠がないことを確認しております。

不正支払いを指摘する法律事務所作成の書面があると指摘する一部の報道がありますが、これらは、本件調査の時点で既に調査資料の一部として検討済みのものであったり、あるいは、本件調査に対して新たな証拠や問題点を指摘するものではなく、本件調査の結論に何ら影響を与えるものではありません。

また、本件調査に関連して当社従業員に対する不当な人事異動等が行われたという一部報道もありますが、記事中に指摘されている人事異動は、業務上の必要性に基づく通常の人事異動の一環であり、本件調査とは関係がありません。また、前述の人事異動の不当性を主張する当社法務部員が、社内メールの使用禁止措置を受けたことが報じられておりますが、かかるメール使用禁止措置は、再三の注意にもかかわらず、当社の規程に反して社内メールを不適切に利用したために行われたものであり、正当な措置です。

以上